

徳交規第167号  
平成30年3月28日

各部課長  
各警察署長  
殿  
(回議先 全課長)

保存期間	10年 (平成40年3月31日まで)
------	-----------------------

徳島県警察本部長

イベント等に伴う道路使用許可の適正な取扱いについて（通達甲）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）に係る事務については、道路使用許可事務処理要領（平成30年3月26日徳交規第158号。以下「要領」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、当該事務のうち、民間事業者等による経済活動やイベント（以下「イベント等」という。）に係る同項第3号及び第4号の規定による道路使用許可について、次のとおり運用上の留意事項を定め、平成30年4月1日から実施することとするので、誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 第1 警察庁通達等に基づく処理

イベント等に係る道路使用許可については、要領によるほか、次に掲げる警察庁通達及び地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について（平成28年5月20日徳交規第265号）の趣旨に沿って運用するものとする。

- 1 イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成16年3月18日警察庁丁規発第19号）
- 2 カーレースに伴う道路使用許可の取扱いについて（平成16年3月18日警察庁丁規発第20号）
- 3 民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成17年3月17日警察庁丁規発第23号）
- 4 道路使用許可申請手続の簡素合理化について（平成17年3月17日警察庁丁規発第24号）
- 5 路上競技に伴う道路使用許可の取扱いについて（平成17年7月5日警察庁丁規発第46号）
- 6 劇用車を使用するロケーションに伴う道路使用許可の留意事項等について（平成18年7月11日警察庁丁規発第50号）
- 7 イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化

について（平成23年7月4日警察庁丁規発第102号）

## 第2 留意事項

### 1 制度の説明等

- (1) イベント等の実施に当たり道路使用許可を申請する者（以下「申請者」という。）は、道路工事等の場合とは異なり、当該許可を受ける機会が少ないものである場合も多いことから、申請者に対しては、道路使用許可の申請の手続、県警察の判断、道路使用許可に付された条件について、その理由も含めて、丁寧な説明に努めるものとする。
- (2) 交通規制課長、高速隊長及び署長（以下「署長等」という。）は、この通達の内容を含め、イベント等に伴う道路使用許可に関する事項について、申請者に現実に接することとなる担当者に対し、日頃から指導及び教養を行うものとする。

### 2 新規のイベント等に対する対応

- (1) 新規のイベント等に係る事前相談又は申請があったときは、交通規制課長に報告するとともに連携した対応を執るものとする。
- (2) 新規のイベント等の開催について、その全容を把握するため県警察が具体的な説明を求め、安全対策を講ずることは当然であるが、県警察が過度に否定的な姿勢を示しているとの誤解を受けることがないように、一概に否定的な姿勢をとることなく、道路交通への影響、該当イベント等の公益性等に即した判断を行うものとする。
- (3) 必要となる書類や地域住民等の合意形成等について十分な情報提供を図り、開催場所、開催時間、イベント等の形態等の変更についても、柔軟な検討や助言を行うように努めるものとする。

### 3 一括受付制度の推進

申請者の申請手続に係る負担の軽減等の観点から、法第78条第2項及び道路法（昭和27年法律第180号）第32条第4項の規定に基づく道路使用許可と道路占用許可の両方の申請を一括して受け付ける制度（以下「一括受付制度」という。）を推進するため、次に掲げる措置を実施するものとする。

#### (1) 道路管理者との連携

署長等は、県警察と道路管理者の相互の間の申請書の送付方法、手数料の徴収方法、添付書類の確認の方法等について、道路管理者とあらかじめ取決めを行うなど、一括受付制度の円滑な運用を図るための運用要領等について、各道路管理者と十分に調整し、意思統一を図るよう努めること。

なお、法第79条又は道路法第32条第5項に基づく協議については、原則として文書で行うべきものであるが、道路工事調整協議会等の場を通じて包括的に協議しておくことも可能であるので、協議方法について各道路管理者と十分に調整すること。

(2) 事前相談の場における適切な指導及び更なる周知

イベント等に伴い道路使用許可及び道路占有許可が必要となる場合は、実施主体から県警察及び道路管理者に対して事前に相談がなされることが多いことから、事前相談の場で道路管理者と連携しつつ、必要な添付書類等について実施主体及び道路管理者と十分に調整を済ませておき、高速隊長若しくは署長又は道路管理者のいずれかの窓口申請書が一括して提出された後の手続が円滑に行われるよう配慮すること。

第3 細目的事項

この通達に定めるもののほか、イベント等に伴う道路使用許可の取扱いに係る必要な細目的事項は、交通部長が定める。